

見守り 新鮮情報

その申込み、 定期購入では ありませんか？

最終確認画面 チェックリスト

- 定期購入が条件になっていませんか？
- 継続期間や購入回数が決まっていますか？
- 支払い総額はいくらですか？
- 解約の際の連絡手段を確認しましたか？
- 「解約・返品できるか」「解約・返品できる場合の条件」など、返品特約や解約条件を確認しましたか？
- お届け予定日や利用規約の内容を確認しましたか？



最終画面を確認して!!

©Kurosaki Gen

- ☆申込み前に「最終確認画面」をスクロールして、最後まで確認しましょう。
- ☆注文直後に表示された「割引クーポン」等の利用時にも再度確認しましょう。
- ☆最終確認画面はスクリーンショットで保存しましょう。

ひとこと助言

画面を
スクリーンショット!



見守るくん

- 低価格を強調する広告を見て、1回だけもしくは単品のつもりで注文したら「定期購入」だったという相談が多く寄せられています。特にインターネット通販では、申込み前に必ず最終画面で上記を確認しましょう。
- 特定商取引法では、サイトの最終確認画面で、価格や申込みの解除等の重要事項を簡単に確認できる表示を義務付けています。これがなされていないなかったり、誤認するような表示の場合等は、申込みを取り消せる場合があります。
- 不安に思ったら、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

四街道市内での主な問題商法一覧

詳しくは消費生活センターまでお尋ねください。

商法の名称	商品・サービス例	事 例
点検商法	屋根工事・ガス設備	点検すると言って訪問し、「すぐに交換しなければ危ない」などと不安をあおり、契約させる。
次々販売	排水管清掃・リフォーム工事	一度契約すると必要のない商品やサービスを次々と契約させる。
催眠(SF)商法	ふとん類・電気治療器 健康食品	閉め切った会場で日用品を安価で配り、興奮した状態の中で高額な契約をさせる。
サイドビジネス商法	情報商材・セミナー・副業サイト 投資ソフト・仮想通貨	「簡単な仕事で高収入になる」などと勧誘し、セミナーや商材を契約させる。
マルチ商法	健康食品・化粧品	販売員となり商品等を介して購入者を販売員に勧誘。販売員が増えるほどマージンが入る商法。
架空請求	動画サイト・有料サイト (消費料金などの曖昧な表現も)	「料金が未納」とのメールやハガキが届く。電話やリンク先などに誘導する。

※ 通信販売の場合、クーリング・オフ制度はありません。

ご存知ですか？ クーリング・オフ制度

契約してしまったけれど、解約したい。

そんなときは・・・

契約書面を受け取った日を含め8日以内（内職・モニター商法、マルチ商法は20日以内）に、書面で通知します。

はがきを特定記録か簡易書留で送る方法が良いでしょう。書面はコピーを取り、大切に保管しましょう。

通 知 書

私は、貴社と次の契約をしましたが、解除します。

契約年月日 ○年○月○日
商 品 名 ○○○○
契 約 金 額 ○○○○○円

私が支払った代金は返金してください。
受け取った商品はお引き取りください。

○年○月○日

東京都○○区○○町○丁目○番○号
株式会社 ×××
代表者 様

四街道市○○町○○番地
(氏名) ○○ ○○

四街道市消費生活センター ☎043-422-2155

受付日 月曜日～金曜日 ※祝日、年末年始などを除く

受付時間 9時～16時